

第 2 7 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 8 月 2 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 2 7 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 5 年 8 月 2 8 日 (水) 1 4 時 0 0 分
 2. 閉会時間 平成 2 5 年 8 月 2 8 日 (水) 1 4 時 2 0 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 2 9 名
 5. 欠席委員者の数 2 名
 6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条 (耕作権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
- 報告事項 合意解約通知書について
使用賃借解約通知書について

1 4 時 0 0 開始

議長

只今より、第 2 7 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、3 1 名中 2 9 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 1 5 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の1番から5番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・町の・・・さん、譲受人は、・・・町の・・・さんで、田1筆572平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は11,229平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、管理機1台、動噴1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、田3筆1,120平方メートル、畑9筆6,820平方メートルを親から子へ贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は7,940平方メートルで、農機具は、トラクター2台、キャリー1台、マルチャー1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は・・・の相続財産管理人の・・・弁護士、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑2筆1,499平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は11,443平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、キャリー1台、コンバイン1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑2筆2,789平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は14,020平方メートルで、農機具は、トラクター4台、キャリー2台、田植機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、田1筆870平方メートル、畑1筆286平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は9,311平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1 番について、譲受人は、農家で 40 年の農作業暦があります。

母と 2 人で農業を営んでおり、水稻、にんじんを作付けし、通作距離は自宅の隣ということであり、問題なしと見て参りました

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査委員

2 番について、譲受人は、農家で 37 年の農作業暦があります。

妻、父、母の 4 人で農業を営んでおり、父から子への生前贈与ということであり、問題なしと見て参りました

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査委員

3 番について、譲受人は、農家で 46 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、水稻、レタスを作付し、通作距離は車で 5 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします

現地調査委員

4 番について、譲受人は、畜産業で 40 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で肉用牛 11 頭を飼育し、水稻、牧草を作付し、通作距離も車で 1 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査委員

5 番について、譲受人は、農家で 50 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、水稻、バレイショを作付し、通作距離も車で 1 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第 1 号議案の 1 番から 5 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番から5番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地1, 282平方メートルに、太陽光発電施設(260.69平方メートル、49.92kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

申請地は・・の一角にあり、東側は農地、南側は宅地、西側は水路をはさみ宅地、北側は農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は・町・の・さん、譲受人は・の有限会社 ・代表取締役 ・さんです

申請地953平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅99.37平方メートルと、木造平家建住宅79.49平方メートルの貸家2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1番の申請地は宮の町の一角にあり、東側は譲渡人の宅地、南側は宅地、西側は島原鉄道の線路敷、北側は水路をはさみ田、及び通路となっております。

雨水は溜桝を通じ水路へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し水路へ放流するという
ことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

2番の賃貸人は・・・・・・の・・・・・・さん、賃借人は有限会社・・・・・・取締役・・・・・・さんです

申請地1、760平方メートルに、太陽光発電施設（894.63平方メートルに、49.50kwを2施設及び39.00kwを1施設）設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路をはさんで宅地、南側及び西側は賃貸人所有の農地になっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願について、

申し出人は、・・・町の・・・さんです。

申出地44平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、20年以上前から隣接の宅地や農地への進入路となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

申出地は、・・・町の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は申請者宅地への道路、南側は宅地、西側が第3号議案1番の申請地となっております。

現状を見ると隣接の宅地や農地への進入路として20年以上前から使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	8件	12筆	12, 114㎡
----------	----	-----	----------

耕作権の再設定	2件	9筆	7, 757㎡
---------	----	----	---------

合 計	10件	21筆	19, 871㎡
-----	-----	-----	----------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、7ページに記載のとおりで、2件 3筆 4, 812㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集 8ページをご覧ください、農地法第18条の合意解約通知書については、4件6筆4,523㎡の届けがありました。

使用貸借解約通知書については、1件12筆7,940㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第27回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時20分